

「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令案」の概要

令和6年2月8日

経済産業省製造産業局化学物質管理課

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課水銀対策推進室

1. 改正の趣旨

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「命令」という。）は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号。以下「法」という。）第13条に基づき、既存の用途に利用する水銀使用製品（既存用途水銀使用製品）を定め、同法第14条第1項及び第2項に基づき、既存用途水銀使用製品以外の水銀使用製品（新用途水銀使用製品）を製造・販売する場合の事業者による評価の方法、事業所管大臣への評価結果等の届出の手續等を定めている。

水銀使用製品について、水銀に関する水俣条約第3回締約国会議（令和元年11月25日～29日開催）から第4回締約国会議（令和4年3月21日～25日開催）までの間に存在が判明した6つの既存用途水銀使用製品について追加するため、命令を改正する。

2. 改正の概要

新たに6つの水銀使用製品及び対応する用途を追加する。

水銀使用製品	用途
ホイール・バランス	振動又は衝撃の軽減
写真フィルム	写真の感光
印画紙	写真の感光
推進薬	宇宙空間における推力の発生
圧力調整器	圧力の調整及びその状態の維持
パイロメーター	表面温度の測定

なお、命令の別表上段に掲げる水銀使用製品のうち2つの製品を、水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の改正により特定水銀使用製品に追加したことを受け、水銀使用製品の規定順及び範囲を変更する。

3. 今後の予定

3月 公布・施行（予定）